

奈良県公安委員会告示第119号

交通安全活動推進センターに関する規則（平成10年国家公安委員会規則第3号）第3条第1項の規定により、奈良県交通安全活動推進センターから名称及び代表者の氏名の変更について届出があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成26年11月14日

奈良県公安委員会

委員長 飯 降 政 彦

1 名称の変更

変更後 一般財団法人奈良県交通安全協会

変更前 財団法人奈良県交通安全協会

2 代表者の氏名の変更

変更後 岡本 好央

変更前 岡村 吾郎